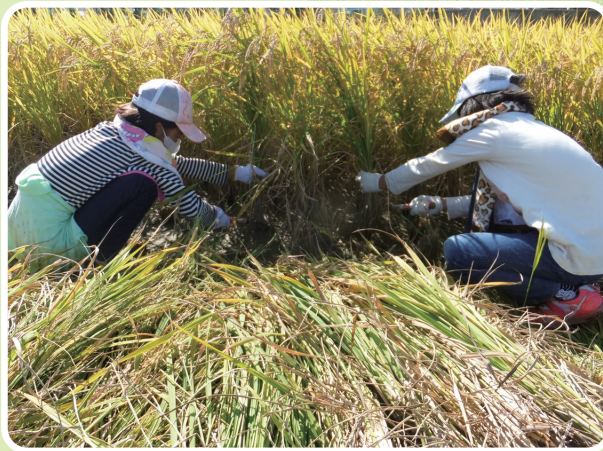




第3次 H28年度 — H32年度 久留米市食育推進プラン

『市民みんなが食へ感謝し、健全な食生活を実践するまち』



「食育」とは ～食育基本法～（前文一部抜粋）

生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。

久留米市

